

第1回 基本政策専門調査会・制度改革WG 議事要旨

1. 日 時：平成 18 年 7 月 13 日（木） 16:30～18:07
2. 場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用 107 会議室
3. 出席者：（敬称略）

（メンバー）

- 薬師寺泰蔵（座長） 総合科学技術会議議員
青木 初夫 基本政策推進専門調査会専門委員
（アステラス製薬㈱代表取締役会長、日本製薬工業協会会長）
垣添 忠生 基本政策推進専門調査会専門委員
（国立がんセンター総長）
小宮山 宏 基本政策推進専門調査会専門委員
（東京大学総長）
住田 裕子 基本政策推進専門調査会専門委員
（弁護士、獨協大学特任教授）
若杉 隆平 基本政策推進専門調査会専門委員
（慶應義塾大学経済学部教授）

（アドバイザー）

- 阿部 博之 総合科学技術会議議員（基本政策推進専門調査会会長）
本庶 佑 総合科学技術会議議員
柘植 綾夫 総合科学技術会議議員
黒田 玲子 総合科学技術会議議員
他事務局

4. 議事概要

（1）制度改革WGの運営方針について

薬師寺座長

- ・本WGでは科学技術の振興上障害となる制度的な隘路を解決するために、まず、第3期科学技術基本計画に例示されている制度・運用上の課題について、検討を行う。
- ・本WGは今回と来週（次回7/21会合）で制度改革の中間報告を取りまとめ、7月21日の基本政策推進専門調査会に報告する。
- ・会議は非公開、議事要旨は後日公表する。

(2) 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(中間報告案)
事務局より資料説明

小宮山委員

第3期科学技術基本計画に例示された事項の中で、今回の中間報告書では「研究機関の資金調達環境」だけ書かれていないがこれも非常に重要。具体的には、寄附のインセンティブを高める税制、所得税の問題がある。日本は30%、アメリカは50%で、さらに5年間キャリアオーバーできるので、実質的には所得の300%が控除されます。日本で寄附のカルチャーを醸成していくということは非常に重要な問題です。

資金運用の緩和についても、元本保証のあるものぐらいは運用の対象にするなど弾力化すべきだと思います。今も実質的には国債ぐらいしか運用はできない。

地方公共団体と国立大学法人、独立行政法人との協力を促進するような政策も重要です。

それから、「1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現」で、留学生の資格外活動許可の緩和については、現在、留学生をTAやRAに雇えない。留学生の不法就労の問題は、大学のビザでやってきて、そのまま働きに行ってしまうとか、そういう問題はあるが、アシスタントの役割は果たせるようにしておくべきです。

「2. 研究者の移動の際の経済的不利益の是正」では、1つは国、法人間移動の際の退職金の通算制度を確立すべき。公的機関での退職金通算について消極的な意見が記載されています。公的機関だけで回ってしまうと、民間との流動性をかえって失うのではないかと。そういうこともあるでしょうが、国系の機関も民間も両方やらなければいけない。

外国人研究者の税制面の配慮という問題でも、二重課税になる場合が明らかに見られるので御検討してもらいたい

「4. 研究費の公正で効率的な使用の実現」では、文部科学省の科研費が一番使いやすい形に、研究費の中ではなっていると思うので、少なくともそこまでは直ちに行えというのは当然で、それをやらない省庁に対して罰則を科すぐらいのつもりでお願いします。

研究活動の特性に応じた委託費の仕組み、委託費が非常に使いにくく、そのことが一部問題となる、不正使用につながっているという面もあります。委託費の仕組みにも手をつけるべきで、同じように、競争的資金をより有効に使用するための使用制限の緩和という辺りを盛っていただきたいと思います。

それから、新技術あるいは新発見というようなものが社会に速やかに導入されるという仕組み作りも重要です。例えば私がバイオマスによる熱電供給システムというものを「バイオマス日本」で検討したときに、73ものクリアすべき法律がありなかなかクリアできていません。

大学の安全管理も極めて重要ですが、民間の生産活動を主として対象としたような安全管理のシステムをそのまま大学に押し付ける、今の法律はそうになっていますが、それでいいのかどうかということも考えるべきだと思います。

住田委員

女性研究者の勤務環境整備の提言の中にキーワードとして「日本は諸外国に比して強固な固定的性別役割分業意識を持っている」ということを入れていただきたい。これが雇用慣行だけではなくて、いろんなところに影響を及ぼしています。

就職するときに男性が家を支えるんだから、先に男性を就職させる、登用するとき女よりも男の人の方を優先させる、男の人が本来仕事して、女性はまず家庭、育児を優先して研究はその次みたいなことが、やはり研究者の世界でもあるのではないのでしょうか。

よその国は大体8割、9割が固定的役割分業意識について否定的ですが、日本の場合はようやく5割しか否定していないというのは国連の統計で明白に出ているところで、これがM字型カーブにもいろいろ影響しているのではないかと思う。これが採用のとき、昇進のとき、すべてに影響しているので、このキーワードをなるべく早いところに入れていただきたい。まず女性研究者は研究面を第1にして、育児の面は父親と母親と共同して行くと、そういう発想で。

それから「託児施設の運営時間の延長」と書いてあるが、病児保育についての体制整備とか、それから在宅保育についての人材のネットワークづくりであるとか、そういうものを、やはりワークスタイルに合わせたきめ細かな対応が求められます。基本計画でせっかく25%の数値目標が今回掲げられたのだから、各研究機関の行動計画の中にも男女共同参画を推進するための数値目標としてのロードマップづくりについて、検討していただくことも必要ではないでしょうか。

垣添委員

日本でなかなか臨床試験が進まない原因は、1つは平均在院日数が国の方針としてものすごく短くなり、医療現場が大変忙しいということです。しかもその中でやりくりして、臨床試験をやって論文を書いたとしても、それがその人の業績としてなかなか評価されないという風土がある。医学教育を含めて改めていかないといけない。つまり、何か新しい技術を発見するのは、これは非常に明快で評価しやすいが、そちらの方にこれまでの研究の関心が向かっていたということで、この関心の方向性を変えていかなければいけません。もう一つ、忙しさをカバーする意味で、例えば医師や看護師がすべてをやるのではなくて、やはりCRCを導入するとか、それで現場を支援するということがないと、臨床試験というのはなかなか動いていきません。臨床試験の中の一部に治験があるという整理は私も正しいと思います。

臨床試験をやった場合に、治験と違って何か起きた場合に、つまり予想外の副作用とか後遺症なんかが起きた場合に、いわゆる保証がされないということで、研究者はなかなか医師主導型の臨床試験に踏み込めません。あるいは患者さんも何か起きたときに保証されないのであれば二の足を踏むということで、両方すくんでしまって研究が進まないという現状があります。ここの部分を何とかしないと。それで、特定療養費制度で今まで研究費でやるか、あるいは病院負担でやっている部分をそこでカバーされれば、1つは解決するが、やはり保証の問題はどうしても残ってしまいます。

問題は2つあって、もう一つの方は承認体制、認可の体制。繰り返し指摘されてますが、医薬品医療機器総合機構の人的あるいは資金的な体制が弱い。特に薬の部分はある程度整備されてきましたが、新しい医療機器の承認に関しては、際限もなく時間がかかっている。ここの部分を解決していかないと、我が国初のいい成果が出てきても、それが薬とか機械につながりません。

青木委員

こういったところで議論された結果が、どのように実効性を持つかが問題だと思います。例えば業界と厚生労働省と色々な法的なことについて、古くなってワークしていない法律的な問題を変えましょうという話し合いがありますが、なかなか腰が重くて、向こうも理解してくれながら動きません。それがこういう報告書が出ることによってかなりアクセラレートします。こういう議論が行われて、こういった会議の中で問題になったということをごきちんと省庁に知っていただくということは非常に大事だと思います。

若杉委員

制度改革はしつこくやらないとだめです。報告書が出て終わりというのはいまうまくいなくて、その都度各省からヒアリングして、今、どうなっているかというのをずっとフォローアップしながら、それで最終的に法律改正あるいは、途中で止まるものもあるかもしれないが、ある種の我々としての考え方に基づいてしつこくフォローするというプロセスを時間をかけてやっていくという必要が思います。したがって、7月で御議論されて、その上でもう一回改めて議論されて、最終的な考え方が決まったら、それを今度はどういうルートで、今度はどういうふうにインプリメンテーションしてもらうのか、そこの部分を更にまた考えていくということで、やらざるを得ないという感じがする。時間がかかるということを感じるとということが非常に重要ではないかなという気がします。

それから研究者の移動のところ、要約のところの1ページの下のところ「年金制度の一元化の検討の中で」と書いてありますが、これは要するに国家公務員共済と厚生年金が一緒になることをもって、その中で検討するという意味なのか、それとも

ファースト・トラックを研究者のためにつくるのか、というところは考えておく必要がある。もし前者であれば、全体の制度の中でやるということで、ここで特に何もすることはないということになります。

退職金のところは、実は私も国立にいたので、小宮山先生のおっしゃることは非常によくわかりますが、ディストーションが起こることも事実です。国立関係だけで退職金が継続したとしても、私学、民間との間では、遮断されてしまう。我々として、研究者あるいは研究に従事する人は少なくとも国、民間を問わず、何か退職金の通算規定を設けるべきだというスタンスで合意するのか。それとも、国立大学が法人化した、あるいは関係が法人化したために生じた問題だけを手直しすればいいんですというスタンスでいくのか、ここをはっきりさせなければいけません。

それから、治験のところの混合診療の部分は、現在の治験は混合診療で、治験だけから言えば、費用は治験をやる方が負担しているわけですが、臨床研究の方は、混合診療の部分、すなわち負担する分は保険で適用してくれという話が片方あります。そうすると、治験の制度と臨床研究の費用負担の在り方がちょっと齟齬があるというのは、私が今受けている印象なんです。大学あるいはその病院の臨床研究、臨床試験のところの費用負担は保険で見てくれという話ではないかと理解したんです。ところが、治験はそうっていない。保険で見てくれというときに、保険で見るということは診療報酬体系に入ってしまうわけです。ということは診療報酬の点数に入ってしまう。でも、それは非常に矛盾していて、診療報酬の点数に入れるために試験をやっているのに、あらかじめ診療報酬の点数に入ってしまうというのは、多分なかなか難しい問題があって、そうなると、保険では無理で、それに代わる研究費が何かの財源を持ってこないか、これはなかなか難しいんじゃないかという気がして、この部分は完全に詰め切れていないんじゃないかと思います。

治験に関して言えば、ガイドラインがしっかりしていることが重要です。承認審査まで至るところのガイドラインがきちんと出来ていて、個別に毎回毎回相談に行かなくてもいいということが非常に重要です。

女性研究者に関しては、女性がフルに働きながら子どものケアに関して心配しなくてもいいというシステムができているというのはすごく大事だと思います。

繰越明許の話が出ていますが、もう一つ重要なのは、私は「不用」だと思います。財政法上の「不用」をどう考えるのか、年度内には理由があって使えない場合には、繰越明許は必要と思いますが、他方、「不用」ということもあるのではないかと思います。国の予算というのは、何も研究費だけではなくて、年度内に使い切るという慣行があります。これはやはり非常に不幸なことを起こす原因になっているのではないかと思いますので、翌年度の研究費の査定には影響しないということが担保できれば、私は自然な形は「不用」を立てることの方が自然だと思います。勿論、「不用」ではなくて繰越明許がはっきりしているものは、その道をさらに開くべきですが、やはり単

年度予算ということを考えれば、ある程度説明が付かない限りは、繰越明許はそんなにずるずるとできるわけではありません。

そうなると、やはり「不用」の道というのをこの際我々は少し考えた方がいいのではないかという気がしますので、これはいろいろ議論して頂きたいと思います。

青木委員

医薬品機構の問題が載っていますが、これはほとんど80%以上はユーザーフィーで成り立っています。我々としてはユーザーフィーを2倍、3倍に上げることに對してはいささかも反対はしていません。必要な結果を達成するための必要な機能、キャパシティーを用意して、そのファイナンスをつくって、それを我々ユーザーフィーで賄っていくのであれば、それがなぜ閣議決定によって346人とか、そういう網をかぶせられるのかというのが理解し難いのです。

独立行政法人であるからには、目的に応じた組織だと、そのファイナンスというのは、その責任においてやらせたらいいと、私たちは言っているのです。

住田委員

「4. 研究費の公正で効率的な使用の実現」という項目で、やはり今回のいろんな問題を拝見しますと、私は透明性という1点のキーワードを入れたらいかかと思えます。しかしながら、研究秘密という守るべきものがたくさんあるので、研究秘密等に配慮しつつ使途の透明性を確保するために、いろいろな手法を使うべきだろうと。情報公開等で後で説明責任を果たすためにも、そういう意味では、どこで何をやっているのかわからない、調査しようにもできないというときに、こういう形でお金の流れがあります、動きがありますということがきちんと後で説明できる、そのための前提であろうかと思っています。

黒田議員

住田委員、若杉委員がおっしゃったけれども、意識改革みたいなマインドというものすごく重要だと思うのです。制度を変えたからといってすべて付いてくるわけではなくて、やはり意識改革みたいなものも少しどこか、最初のところに書いていただくということが重要ではないでしょうか。

住田委員

研究者として最大限の倫理性、高潔性を期待されていると思うので、そういう部分があった方が、研究者に対しても尊敬の念も生まれてくると思います。

黒田議員

昔は制度が悪かったから、せざるを得なかったところはあると思いますが、いろいろ制度はよくなってきているけれども、研究者の意識は昔のままになっているというのが原因にあるのかなという気もしないでもないです。また治験だって、積極的に参加する国民がいなければ治験は成り立たない。そういういろんなところで意識というものが重要かなという気がするので、ちょっとどこかに全体に関わることとして入れていただきたいと思います。

本席議員

先ほど若杉先生がおっしゃったことに関連して発言いたします。研究費の使い方の問題だが、これに書いてあることは、繰越明許をもっと周知徹底して、早く配ってと言うことだけです。要するに、もう既にできていることを均てん化するということが書いていません。もう少し革新的なことを入れて、例えば一番の問題は単年度主義です。会計〆切はそれは3月31日ではなくて、6月とか7月でもいいとか、そうするだけで、つまり繰越明許をいちいち申請しなくても、ほぼ複数年の交付が認められているものは、ほぼ自動的にそれがやれるというのが私は望ましいと思うので、ここで言うのなら、そこまで踏み込んでいただくといいかなと思います。

阿部議員

競争的研究資金については、総合科学技術会議でも、実は過去に随分井村先生を長にしてやってきたレポートも出ているわけですが、それが必ずしも有効に機能していない部分もあります。フォローアップして、修正すべきところだったら修正すべき、実情に合わないために進んでいないのもあるので、これはかなり大きい問題なので、これをどういうふうに扱うかは、事務的に考えさせて下さい。

- 以上 -